

『請求から受取までスマホで e-Taxで納税証明書交付』

令和4年9月20日より、電子納税証明書の交付や、納税証明書の書面交付(郵送)の申請に、e-Taxソフト(SP版)が利用できるようになり、請求から受取までスマホ1つでできることになる。

【電子納税証明書(PDF)の交付】1. e-Taxホームページからログインし、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択 2. 納税証明書の請求データを作成し、マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与 3. メッセージボックスに格納された手数料の案内を確認し、ネットバンキングで納付すると、納税証明書データがダウンロード可能に。期限内であれば電子データは何度でも使え、書面として何枚でも印刷ができる。



【納税証明書の書面交付(郵送受取)】1. 上記の1.にて「納税証明書の交付請求(書面交付用)」を選択 2. 請求データを作成し、電子署名と電子証明書を添付して送信 3. 格納された受信通知(審査結果)を確認 4. 格納された通知(納税証明書発行確認)に画面表示された「収納機関番号」「納付番号」等をもとに、交付手数料及び郵送料の電子納付を行う。(ペイジー対応のネットバンキング契約が必要)※いずれもスマホによる請求は本人のみ可能で、申請にマイナンバーカードは必須。

『賃金のデジタル支払い導入へ 労政審労働条件分科会で審議』

厚生労働省では賃金のデジタル払い導入についての検討を継続している。従来、現金払いまたは銀行振込に限定されていた賃金の支払い方法に〇〇ペイなどの資金移動業者を加えるというものだ。労働者からは〇〇ペイなどへの資金移動が面倒であるなどの声があるのもたしかで、同省では制度設計をめぐる議論等を踏まえて実現に向けての検討を行っている。一方で、現実問題として賃金の全額を〇〇ペイなどに送金を希望する労働者は現実にはほとんどいないのではないとも言われている。現金使用はもとより各種ローンやクレジットの引き落としなど、従来の金融機関の利用が完全になくなることはないからだ。

企業の実務担当者には頭の痛い問題となる。従来であれば手取り額を特定の銀行等に送金して完了だが、20万円を銀行に、残額を〇〇ペイになどの要望が出るのが予想されるからだ。また、今月はキャンペーン期間中なので〇〇ペイではなく△△ペイに変更してほしいなど、月ごとの要望がでる可能性もあり、実務的にはより煩雑になるだろう。今後、さらに議論が進む予定だが、企業の実務担当者としてはいつまでの申し出を受け入れるか、いくつまでの送金先を受容するかなど、事前に検討を進めておく必要がある。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com